証券コード 3690
平成27年12月7日

株　主　各　位

大阪市北区梅田二丁目4番9号
ブリーゼタワー13Ｆ
株式会社ロックオン
代表取締役社長　岩　田　　進

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年12月21日（月曜日）午後6時までに到着するよう、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成27年12月22日（火曜日）午前10時
2. 場　　所　大阪市北区梅田二丁目4番9号　ブリーゼタワー8Ｆ
　ブリーゼプラザ会議室
3. 目的事項
　報告事項　1. 第15期（平成26年10月1日から平成27年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　2. 第15期（平成26年10月1日から平成27年9月30日まで）計算書類報告の件

　決議事項
　第1号議案 剰余金の処分の件
　第2号議案 定款一部変更の件
　第3号議案 監査等委員である取締役以外の取締役4名選任の件
　第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
　第5号議案 監査等委員である取締役以外の取締役の報酬額の設定の件
　第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額の設定の件

以　上

〜〜〜

[添付書類]

事　業　報　告

（平成26年10月 1 日から
平成27年 9 月30日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当社グループが事業を展開しているインターネット広告の国内市場につきましては、スマートフォンやタブレット端末をはじめとしたスマートデバイスや、動画広告の伸長に加えて、検索連動型広告に代表される運用型広告が引き続き高い成長を遂げました。「2014年（平成26年）日本の広告費」（株式会社電通調べ）によると平成26年のインターネット広告市場は1兆519億円（前年比12.1％増）と前年を上回る伸び率を示しております。

一方、当社グループが営む事業のもう一つの対面市場となるEC市場につきましては、スマートフォンやタブレット端末の普及・進化に伴い、企業のECビジネス展開が加速しており、BtoC EC市場は拡大を続けております。

このような経営環境の下、当社グループは、「マーケティングプラットフォーム事業」を収益成長促進事業、「商流プラットフォーム事業」を収益基盤事業と位置付け、これまでその育成に努めて参りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,437,444千円（前年同期比5.7％増）、営業利益は350,426千円（前年同期比40.5％増）、経常利益は352,024千円（前年同期比50.7％増）となり、当期純利益は230,853千円（前年同期比67.7％増）となりました。

なお、セグメント別の業績は以下のとおりとなりました。

① マーケティングプラットフォーム事業

当事業はマーケティングプラットフォーム「AD EBiS」及び国産リスティング広告運用プラットフォーム「THREe」で構成されます。当第3四半期連結会計期間より、事業領域の拡大に伴い従来の「広告プラットフォーム事業」から「マーケティングプラットフォーム事業」へとセグメント名称を変更しております。なお、セグメントの名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

当事業においては、TVデータやリサーチなど外部のサービスプロバイダーとの連携を開始することで、リアルも含めたマーケティングプラットフォームの確立を推進し、また、セミナー開催等顧客との関係性強化を行った結果、売上高は911,090千円(前年同期比3.2％増)、営業利益は214,484千円(前年同期比51.2％増)となりました。

② 商流プラットフォーム事業

当事業はECオープンプラットフォームである「EC-CUBE」及びEコマースビジネスのコンサルティング及び開発を行うサービスである「SOLUTION」で構成されます。

当事業においては、EC-CUBE公式決済サービスとなる「EC-CUBEペイメント」の収益が堅調に伸長する一方、７年ぶりに内部機構を全面刷新し、自由な拡張性とアップデートの両立を実現させたEC-CUBE3をリリースいたしました。「SOLUTION」においては新規顧客への提案営業に注力し、これらの結果、売上高は526,354千円(前年同期比10.3％増)、営業利益は135,941千円(前年同期比26.5％増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、事業規模の拡大等の観点から、総額26,083千円の設備投資を実施しております。

主な投資といたしましては、社内利用ソフトウェアの製作17,611千円並びに、データセンターに係るサーバ及びネットワーク機器4,084千円であります。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において重要な資金調達はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区　分	第12期 (平成24年9月期)	第13期 (平成25年9月期)	第14期 (平成26年9月期)	第15期 (当連結会計年度) (平成27年9月期)
売　上　高　(千　円)	－	－	1,360,296	1,437,444
営 業 利 益　(千　円)	－	－	249,336	350,426
経 常 利 益　(千　円)	－	－	233,563	352,024
当期純利益　(千　円)	－	－	137,674	230,853
1株当たり当期純利益　(円)	－	－	47.92	36.89
総　資　産　(千　円)	－	－	1,029,094	1,250,475
純　資　産　(千　円)	－	－	806,394	1,036,898
1株当たり純資産額　(円)	－	－	258.61	165.68

(注)　1. 第14期が連結初年度となりますので、第13期以前については、記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行株式数により算出しております。
4. 当社は、平成25年10月1日付で株式1株につき200株の割合で、平成26年7月26日付で株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第14期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。また、平成27年6月1日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。なお、これらの株式分割が過年度に行われたと仮定して遡及修正を行った場合の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は以下のとおりとなります。

区　分	第12期 (平成24年9月期)	第13期 (平成25年9月期)	第14期 (平成26年9月期)	第15期 (当連結会計年度) (平成27年9月期)
1株当たり当期純利益　(円)	－	－	23.96	36.89
1株当たり純資産額　(円)	－	－	129.31	165.68

②当社の財産及び損益の状況

区　分	第12期 (平成24年9月期)	第13期 (平成25年9月期)	第14期 (平成26年9月期)	第15期 (当事業年度) (平成27年9月期)
売　上　高　(千　円)	867,835	1,090,226	1,360,296	1,437,444
営 業 利 益　(千　円)	37,081	74,568	260,653	357,085
経 常 利 益　(千　円)	39,466	75,004	245,162	359,009
当期純利益　(千　円)	6,233	42,397	149,273	218,604
1株当たり 当期純利益　(円)	1,331.91	9,059.32	51.95	34.93
総　資　産　(千　円)	401,841	470,181	1,040,428	1,250,941
純　資　産　(千　円)	298,368	340,766	818,281	1,036,989
1株当たり 純 資 産 額　(円)	63,753.92	72,813.25	262.43	165.69

(注)　1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行株式数により算出しております。
3. 当社は、平成25年10月1日付で株式1株につき200株の割合で、平成26年7月26日付で株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第14期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。また、平成27年6月1日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。なお、これらの株式分割が過年度に行われたと仮定して遡及修正を行った場合の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は以下のとおりとなります。

区　分	第12期 (平成24年9月期)	第13期 (平成25年9月期)	第14期 (平成26年9月期)	第15期 (当事業年度) (平成27年9月期)
1株当たり 当期純利益　(円)	1.11	7.55	25.98	34.93
1株当たり 純 資 産 額　(円)	53.13	60.68	131.22	165.69

(5) 対処すべき課題

当社グループは、インターネット関連市場の中でも特に、インターネット広告市場とEC市場を中心に事業を行っており、対処すべき課題は以下のとおりであります。

①　既存事業の収益拡大

当社グループは、「マーケティングプラットフォーム事業」を収益成長促進事業、「商流プラットフォーム事業」を収益基盤事業と位置付け、これまでその育成に努めて参りました。今後も既存事業においては継続的な機能の拡充等を行うことにより、更なるユーザー層の拡大を行うことができると考えております。

イ）「マーケティングプラットフォーム事業」

運用型広告の登場や、最近では急速なアドテクノロジーの進展に伴いRTB(Real Time Bidding)のようなターゲティング効果の高い手法が登場しており、インターネット広告は「広告枠販売」から「人へのターゲティング」へと劇的に変化しております。

当社グループでは、これまで築き上げてきたアドテクノロジーの実績を基に、さらに開発力を強化することで、製品力を高めることはもちろんのこと、営業力の強化も行い、ユーザー領域の拡大を図りながら、顧客数を増加させることで、収益性を向上させて参ります。

ロ）「商流プラットフォーム事業」

EC市場規模は今後も高い成長を遂げていくと考えており、特にインターネット市場とリアル市場との融合により更なる拡大を遂げると考えております(OtoO市場)。今後は、これまでECサイトに縁がなかった実店舗の経営者がECサイトを出店することが予測されますが、すでにECサイトの利用層を主たる顧客にしている当社グループにとっては、顧客層の拡大という意味で大きなチャンスが到来するものと考えております。

当社グループでは、これまで築き上げてきたECサイトの実績を基に、さらに開発力を強化することで収益性を向上させて参ります。

② 新しいビジネスモデルの展開

当社グループは、インターネット広告市場とEC市場を中心に事業を行っておりますが、インターネット市場は急速に変化することから、新しいビジネスモデルを構築することが重要であります。

今後、マーケティング分野においては、インターネット市場とリアル市場の融合が進み、従来の４媒体広告(テレビ、新聞、雑誌、ラジオ)とインターネット広告を分けて管理してきた広告運用のスタイルが、全媒体を統合管理した広告運用スタイルに変化すると予測しております。このことから、広告運用の基となるデータはより複雑、膨大なビッグデータとなり、企業固有のビッグデータを分析、活用できるプラットフォーム(プライベートDMP)のニーズが高まってくると考えております。

こうした観点に立ち、当社グループではプライベートDMPの受託開発を既に開始しております。当社グループの基本戦略に基づき、知見ノウハウを蓄えることでプライベートDMP構築のベストプラクティスを抽出し、体系化することでSaaS型へ業態を転換し収益性を向上して参ります。

③　事業間のシナジーの拡大

当社グループの「マーケティングプラットフォーム事業」及び「商流プラットフォーム事業」の2セグメントの事業シナジーを強化し、より一体化させたトータルソリューション提供を行う必要があると考えております。そのためには、当社グループのサービスに蓄積するビッグデータを活用する必要があります。

現在も、社内のデータ分析機能であるマーケティングメトリックス研究所により、ビッグデータを活用した情報提供を行っており、これは当社のソフトウェア開発等にも活かされております。今後この分野においては市場ニーズの拡大が見込まれるため、更なるサービス開発や新技術の獲得・活用を図って参ります。

④　海外事業展開の促進

当社グループでは、日本市場で蓄積した知見ノウハウを活用し、大きな市場規模を誇る米国市場をはじめとした海外市場に積極的に展開を図ることで、当社サービスの他国展開を行うことが事業の一層の発展における重要な要素であると考えております。海外戦略の一環として、当社グループのソフトウェア開発拠点として、ベトナムホーチミン市に子会社のLOCKON Vietnam Co., Ltd.が事業を展開しております。

今後も、海外における現地法人の設立やパートナーシップを構築することで、海外事業の立ち上げと拡大・成長を図って参ります。

⑤　デバイスの変化への対応

当社グループでは、今後の事業の拡大において、スマートフォンやタブレット端末のような、ユーザーが利用するデバイスの変化を常に把握し迅速に対応することが重要であると考えております。

そのため今後も、新たなデバイスにおける専用のユーザーインターフェイスの作成等を実施することで、更なるユーザーの獲得を図って参ります。

⑥　自社及び自社サービスの認知度向上

当社グループは、BtoB市場での商流が主であることから、インターネット上でのマーケティング活動により、顧客を獲得して参りました。

しかしながら、既存事業の更なる拡大のためには、自社ブランドの確立、認知度の向上並びにリピーターの獲得が必要であると考えており、今後は、インターネット上でのマーケティング活動だけでなく、マスメディアを活用した広告宣伝及びプロモーション活動を強化して参ります。

⑦　人材の確保及び教育研修の強化による社員の能力の維持・向上

当社グループでは、少人数で効率的な組織運営を行って参りましたが、今後の成長のためには、人員拡充と更なる社員の能力の維持・向上が必要であると考えております。

事業の拡大や多角化により、高い専門性を有する人材の獲得及び育成の必要性が大きくなっており、必要な人材を十分に確保することが重要な経営課題となっております。そのため、積極的な人材採用活動はもちろんのこと、実力・能力主義の報酬体系の実施、教育研修制度の充実、業務の効率化、外部ノウハウの活用などの取り組みを強化して参ります。

⑧　システムの安定性の確保

当社グループの事業におきましては、インターネット上にてサービス提供を行っている関係上、安定した事業運営を行うために、アクセス数の増加を考慮したサーバ設備の強化、並列処理システムの導入等による負荷分散が必要となります。現行の当社グループのサービスの改善とともに中長期的視野に立った設備投資を行い、システムの安定性確保に取り組んで参ります。

⑨　情報管理体制の強化

当社グループでは、SaaS方式でのサービスを展開していることから、ビッグデータを保持しており、情報管理体制の強化は重要課題と認識しております。そのため、個人情報等の機密情報を取り扱う際の業務フロー、社内規程の整備、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き情報管理体制の強化を行って参ります。また、平成18年12月より、財団法人日本情報処理開発協会(現一般財団法人日本情報経済社会推進協会)が発行するプライバシーマークを取得しております。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社、連結子会社であるLOCKON Vietnam Co., Ltd.、非連結子会社であるLOCKON marketing of U.S.A. Inc.(休眠会社)及び関連会社である有限会社彩（平成27年9月株式取得）の4社で構成されております。

当社グループは、マーケティングプラットフォーム「AD EBiS」の開発・販売、及び顧客企業内に蓄積されたデータを組み合わせ、インターネット広告出稿の最適化を行うサービス「THREe」で展開する「マーケティングプラットフォーム事業」、並びにECサイト構築プログラムソースをオープンソース化し無償提供を行う「EC-CUBE」、及び「EC-CUBE」を用いてEコマースビジネスのコンサルティング及び開発を行うサービス「SOLUTION」で展開する「商流プラットフォーム事業」の2セグメントで事業を展開しております。

これら2つの事業は、すべてデジタルマーケティング活動を行う企業に向けた事業であり、「マーケティングプラットフォーム事業」及び「商流プラットフォーム事業」を通じて保有しているビッグデータを、社内のデータ分析機能であるマーケティングメトリックス研究所を通じて分析することで両事業のシナジー効果を実現しております。

また、LOCKON Vietnam Co., Ltd.においては、主にマーケティングプラットフォーム事業のソフトウェア開発を行っております。

(7) 主要な拠点

① 当社

名称	所在地
本社	大阪市北区
東京支社	東京都中央区

② 子会社

名称	所在地
LOCKON Vietnam Co., Ltd.	ベトナム　ホーチミン市

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
71名	3名増

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
56名	－	32.9歳	4.8年

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
LOCKON Vietnam Co., Ltd.	4,256百万VND (200千USD)	100%	ソフトウェア開発

2．会社の株式に関する事項

(1)　発行可能株式総数　　22,800,000株
(2)　発行済株式の総数　　6,258,600株
(3)　株主数　　2,466名
(4)　大株主

株　主　名	持　株　数 (株)	持株比率 (%)
岩田　進	2,851,400	45.56
福田　博一	1,071,200	17.12
又座　加奈子	415,400	6.64
ロックオン従業員持株会	75,500	1.21
株式会社セプテーニ	62,000	0.99
株式会社博報堂ＤＹメディアパートナーズ	60,000	0.96
和出　憲一郎	39,400	0.63
西河　洋一	34,000	0.54
日本証券金融株式会社	29,500	0.47
塩尻　明夫	26,400	0.42

3．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（平成27年9月30日現在）

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
※岩田　進	取締役社長	管理本部長
福田　博一	取締役副社長	マーケティングプラットフォーム開発本部長
又座　加奈子	専務取締役	マーケティングプラットフォーム営業運営本部長
和出　憲一郎	取　締　役	ワイデアンドパートナーズ株式会社代表取締役
藤本　光庸	常勤監査役	
塩尻　明夫	監　査　役	塩尻公認会計士事務所所長
中町　昭人	監　査　役	アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー

（注）1. ※印は代表取締役であります。
2. 取締役和出憲一郎は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役はいずれも会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役塩尻明夫は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役和出憲一郎及び監査役藤本光庸は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各部署の業務執行機能を区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。岩田進、福田博一、又座加奈子は執行役員を兼ねており、その担当は記載のとおりであります。取締役を兼ねない執行役員は宇野計蔵であります。

（2）取締役及び監査役の報酬等

区　　分	人　数	支給額	備　　考
取締役 （うち社外取締役）	4人 （ 1人）	10,160千円 （ 1,440千円）	平成25年12月20日開催の定時株主総会決議に基づいて年額200,000千円を限度として支給しております。
社外監査役	3人	13,800千円	平成25年12月20日開催の定時株主総会決議に基づいて年額30,000千円を限度として支給しております。
合計 （うち社外役員）	7人 （ 4人）	23,960千円 （ 15,240千円）	

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

・社外取締役和出憲一郎は、ワイデアンドパートナーズ株式会社代表取締役であり、人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別な利害関係はありません。

・社外監査役塩尻明夫は、塩尻公認会計士事務所所長であり、人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別な利害関係はありません。

・中町昭人は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナー弁護士であり、人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別な利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　和出　憲一郎	当事業年度開催の取締役会15回中15回に出席し、企業経営及び事業戦略に対する豊富な知見と経験に基づき議案の審議に必要な意見を適宜行っております。
監査役　藤本　光庸	当事業年度開催の取締役会15回中15回、監査役会14回中14回に出席し、事業戦略に対する豊富な知見と経験に基づき議案の審議に必要な意見を適宜行っております。
監査役　塩尻　明夫	当事業年度開催の取締役会15回中15回、監査役会14回中14回に出席し、財務・会計に関する豊富な知見と経験に基づき議案の審議に必要な意見を適宜行っております。
監査役　中町　昭人	当事業年度開催の取締役会15回中14回、監査役会14回中14回に出席し、法律に関する豊富な知見と経験に基づき議案の審議に必要な意見を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

4．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、財務調査(デューデリジェンス)業務についての対価を支払っております。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるLOCKON Vietnam Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

(7) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は、すべての取締役で構成し、法令に定める職務のほか、経営の基本方針・戦略その他重要な業務執行の決定を行う。取締役会は、業務執行の法令・定款への適合性を確保するため、監査役の出席のもと、原則として毎月開催する。

② 取締役は、執行役員会において経営に関する重要な事項について、十分な議論を行い取締役会に送付し、審議・決定する。

③ 監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に基づき、取締役会への出席、業務状況の調査等を通じ、取締役会の職務執行の監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その担当職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む）を、関連資料と併せて最低10年間保管し、取締役及び監査役は随時これらの文書を閲覧可能なものとする。

イ）株主総会議事録

ロ）取締役会議事録

ハ）重要な会議及び委員会の議事録

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 取締役会は、「経営危機管理規程」を当社及び当社子会社の損失の危険に関する統括的規程とする。

② 社長を委員長としてコンプライアンス委員会を常設し、当社及び当社子会社の損失の危険の管理にあたる。

イ）法令違反の予防のために設置し、法令遵守の教育・訓練計画を立案する。

ロ）事業継続のリスク管理のために設置し、組織的に潜在リスクの予防、表面化したリスクの収拾を行う。また、万一発生した危機に対して損失を最小にとどめることを目的とする。

ハ）潜在リスク情報を早期に収集して、対処を容易にするために、内部通報制度を整備する。リスク情報の通報先として、監査役とともに社外に設置した弁護士を窓口とし、情報提供の仕組みを整備し、もって社内の自律的な危機管理体制を担保する。

ニ）事務局は、コンプライアンス委員会に報告されたリスク情報をすべて監査役に報告する。また、監査役は、いつでも報告を求めることができる。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。経営方針及び戦略にかかわる重要事項については、特に慎重な審議を経て業務執行の決定を行う。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程等において、それぞれの責任者及びその権限、執行手続きについて定める。

③ 当社子会社の取締役の職務の執行については、「関係会社職務権限明細表」を定め、その責任者、その権限、及び執行手続について定める。

(5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

取締役会は、「関係会社管理規程」を定め、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な事項について、当社への定期的な報告を義務付ける。

(6) 当社使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制の基礎として、行動規範である「企業倫理規程」、具体的な行動指針である「倫理規程」を定める。社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。また、適宜に規則ガイドラインの策定、コンプライアンス教育を実施する。

② 取締役は、当社使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の法令違反その他のコンプライアンス違反に関する事実を発見した場合は、遅滞なくコンプライアンス委員会に報告しなければならない。コンプライアンス委員会委員長は、法令違反その他のコンプライアンス違反に関する事実についての情報を容易に入手するための通報窓口として、社内外の監査役・弁護士を窓口とするコンプライアンス窓口の内部通報制度の周知を図り、その適正な運用を行う。

③ 監査役は、当社及び当社子会社のコンプライアンス体制及び内部通報制度の運用に問題があるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求める。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、会社は当社の使用人から、監査役補助者を任命するものとする。

② ①の使用人の、取締役からの独立性を確保するために、監査役は①の使用人人事について、事前に報告を受け、必要な場合は会社に変更を申し入れることができるものとする。
③ ①の使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示にのみ従うものとする。

(8) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び監査が実効的に行われることを確保するための体制
① 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、当社及び当社子会社の業務執行に関する報告を受けることができる。
② 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社及び当社子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項がある場合は、監査役に直ちに報告する。監査役は、いつでも必要に応じて、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
③ 取締役は、内部通報に関する規定を定め、その適切な運用を維持することにより、コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は以下のとおりであります。
① 取締役会規則を制定し、取締役が法令ならびに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を15回開催しております。
② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき当社及び当社子会社の監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。
③ 「企業倫理規程」及び「倫理規程」を制定し、当社使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。また、内部統制監査によるモニタリングを通じ、法令義務違反が発生した場合または発生する恐れのある場合は厳格な調査を行い、客観的な事実関係を見極め、適切な処理方法を選択するとともに、再発防止を図っております。

連結貸借対照表

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,092,539**	**流動負債**	**213,577**
現金及び預金	786,602	買掛金	15,408
売掛金	271,496	未払金	75,857
仕掛品	335	未払法人税等	82,000
前払費用	19,044	預り金	15,974
繰延税金資産	13,323	賞与引当金	20,700
その他	2,817	株主優待引当金	1,080
貸倒引当金	△1,080	その他	2,555
固定資産	**157,936**		
有形固定資産	**30,700**	**負債合計**	**213,577**
建物	7,923	**純資産の部**	
工具器具備品	22,776	**株主資本**	**1,037,640**
無形固定資産	**24,070**	資本金	268,730
ソフトウェア	24,024	資本剰余金	258,708
その他	46	利益剰余金	510,201
投資その他の資産	**103,165**	**その他の包括利益累計額**	**△742**
投資有価証券	13,938	為替換算調整勘定	△742
繰延税金資産	1,515		
差入保証金	65,663		
保険積立金	18,676		
その他	3,473		
貸倒引当金	△102		
		純資産合計	**1,036,898**
資産合計	**1,250,475**	**負債及び純資産合計**	**1,250,475**

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,437,444**
売上原価		**481,178**
売上総利益		**956,266**
販売費及び一般管理費		**605,839**
営業利益		**350,426**
営業外収益		
講演料等収入	861	
受取家賃	828	
償却債権取立益	236	
その他	162	**2,089**
営業外費用		
株式交付費	107	
為替差損	368	
その他	15	**491**
経常利益		**352,024**
税金等調整前当期純利益		**352,024**
法人税、住民税及び事業税	120,491	
法人税等調整額	680	**121,171**
少数株主損益調整前当期純利益		**230,853**
当期純利益		**230,853**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結株主資本等変動計算書

（平成26年10月 1 日から
平成27年 9 月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
当期首残高	**268,202**	**1,044**	**258,192**	**279,365**	**△383**
当期変動額					
新株の発行	528	△1,044	497		383
自己株式処分差損の振替			18	△18	
当期純利益				230,853	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	**528**	**△1,044**	**516**	**230,835**	**383**
当期末残高	**268,730**	**－**	**258,708**	**510,201**	**－**

（単位：千円）

	株主資本		その他の包括利益累計額		純資産合計
	自己株式申込証拠金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	**261**	**806,682**	**△288**	**△288**	**806,394**
当期変動額					
新株の発行	△261	**104**		**－**	**104**
自己株式処分差損の振替		**－**		**－**	**－**
当期純利益		**230,853**		**－**	**230,853**
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		**－**	△453	**△453**	**△453**
当期変動額合計	**△261**	**230,957**	**△453**	**△453**	**230,503**
当期末残高	**－**	**1,037,640**	**△742**	**△742**	**1,036,898**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結注記表

Ⅰ. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の状況

連結子会社の数	1社
連結子会社の名称	LOCKON Vietnam Co., Ltd.

(2)非連結子会社の状況

非連結子会社の名称	LOCKON marketing of U.S.A. Inc.
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益、及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法を適用した関連会社の状況

関連会社の数	1社
関連会社の名称	有限会社彩 当連結会計年度中に新たに有限会社彩の株式を取得したことにより、関連会社に該当することになったため、持分法を適用しております。

(2)持分法を適用しない非連結子会社の状況

非連結子会社の名称	LOCKON marketing of U.S.A. inc.
持分法を適用しない理由	非連結子会社は小規模であり、当期純損益(持分に見合う額)、及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1)資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの　移動平均法による原価法

(2)固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　10～15年

工具器具備品　5～10年

無形固定資産　定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3)引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
株主優待引当金	株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア等に係る収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの	工事進行基準(工事進捗率の見積りは原価比例法)
その他のもの	工事完成基準

(5)消費税等の処理方法

税抜方法を採用しております。

Ⅱ．連結貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産

建物	26,867千円
工具器具備品	115,285千円

Ⅲ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

期首株式数	3,117,300株
当期増加株式数(注)2	3,141,300株
当期減少株式数	－株
当期末株式数	6,258,600株

(注) 1. 発行済株式はすべて普通株式となっております。
2. 当期の増加は、新株予約権の行使による12,000株及び平成27年6月1日付の1:2の株式分割による3,129,300株であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年12月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	28,163千円
1株当たり配当額	4円50銭
基準日	平成27年9月30日
効力発生日	平成27年12月24日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
		期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	期末株式数
第2回新株予約権	普通株式	16,200	－	16,200	－
第3回新株予約権	普通株式	33,999	33,297	792	66,504
第4回新株予約権	普通株式	42,096	39,651	5,379	76,368
合計		92,295	72,948	22,371	142,872

(注) 1. 第2回新株予約権の目的となる株式の当期減少は、新株予約権の行使によるものであります。
2. 第3回新株予約権の目的となる株式の当期増加は、平成27年6月1日付の1:2の株式分割によるものであります。当期減少は、付与者の退職に伴う失効によるものであります。
3. 第4回新株予約権の目的となる株式の当期増加は、平成27年6月1日付の1:2の株式分割によるものであります。当期減少は、付与者の退職に伴う失効によるものであります。

Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、取引先ごとの残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注)2参照)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	786,602	786,602	－
(2)売掛金	271,496	271,496	－
資産計	1,058,098	1,058,098	－
(1)買掛金	15,408	15,408	－
(2)未払金	75,857	75,857	－
(3)未払法人税等	82,000	82,000	－
負債計	173,267	173,267	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券	13,938

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	786,602	－	－	－
売掛金	271,496	－	－	－
合計	1,058,098	－	－	－

Ⅴ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	165 円 68 銭
1株当たり当期純利益	36 円 89 銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	36 円 56 銭

(注) 当社は、平成27年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

貸 借 対 照 表

（平成27年9月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,091,071**	**流動負債**	**213,951**
現金及び預金	777,831	買掛金	20,325
売掛金	271,496	未払金	73,812
仕掛品	335	未払法人税等	82,000
貯蔵品	752	前受金	2,555
前払費用	18,965	預り金	13,477
繰延税金資産	13,323	賞与引当金	20,700
その他	9,446	株主優待引当金	1,080
貸倒引当金	△1,080		
固定資産	**159,870**		
有形固定資産	**30,700**	**負債合計**	**213,951**
建物	7,923	**純資産の部**	
工具器具備品	22,776	**株主資本**	**1,036,989**
無形固定資産	**24,070**	**資本金**	**268,730**
ソフトウェア	24,024	**資本剰余金**	**258,708**
その他	46	資本準備金	258,708
投資その他の資産	**105,098**	**利益剰余金**	**509,550**
投資有価証券	2,000	その他利益剰余金	509,550
関係会社株式	15,307	繰越利益剰余金	509,550
長期前払費用	3,371		
差入保証金	64,228		
保険積立金	18,676		
繰延税金資産	1,515		
その他	102		
貸倒引当金	△102		
		純資産合計	**1,036,989**
資産合計	**1,250,941**	**負債及び純資産合計**	**1,250,941**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

損　益　計　算　書

（平成26年10月 1 日から
平成27年 9 月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		**1,437,444**
売　上　原　価		**475,344**
売　上　総　利　益		**962,100**
販売費及び一般管理費		**605,015**
営　業　利　益		**357,085**
営　業　外　収　益		
講　演　料　等　収　入	861	
受　取　家　賃	828	
償　却　債　権　取　立　益	236	
そ　の　他	119	**2,046**
営　業　外　費　用		
株　式　交　付　費	107	
そ　の　他	15	**122**
経　常　利　益		**359,009**
特　別　損　失		
関係会社株式評価損	19,233	**19,233**
税引前当期純利益		**339,775**
法人税、住民税及び事業税	120,491	
法　人　税　等　調　整　額	680	**121,171**
当　期　純　利　益		**218,604**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（平成26年10月 1 日から
平成27年 9 月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
			資本剰余金			利益剰余金
	資本金	新株式申込証拠金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 / 繰越利益剰余金
当期首残高	268,202	1,044	258,192	－	258,192	290,964
当期変動額						
新株の発行	528	△1,044	516	△18	497	
自己株式処分差損の振替				18	18	△18
当期純利益					－	218,604
当期変動額合計	528	△1,044	516	－	516	218,585
当期末残高	268,730	－	258,708	－	258,708	509,550

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金 / 利益剰余金合計	自己株式	自己株式申込証拠金	株主資本合計	
当期首残高	290,964	△383	261	818,281	818,281
当期変動額					
新株の発行	－	383	△261	104	104
自己株式処分差損の振替	△18			－	－
当期純利益	218,604			218,604	218,604
当期変動額合計	218,585	383	△261	218,708	218,708
当期末残高	509,550	－	－	1,036,989	1,036,989

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式　　移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの　移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　　定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　10～15年

工具器具備品　　5～10年

無形固定資産　　定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金　　従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

株主優待引当金　　株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア等に係る収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの　　工事進行基準(工事進捗率の見積りは原価比例法)

その他のもの　　工事完成基準

5. 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産

建物	26,867千円
工具器具備品	115,285千円

2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	8,754千円
短期金銭債務	8,599千円

Ⅲ．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上原価	44,016千円

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

期首株式数	4,200株
当期増加株式数	－株
当期減少株式数(注)2	4,200株
当期末株式数	－株

(注) 1. 自己株式はすべて普通株式となっております。
2. 当期の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

Ⅴ．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
流動資産	
賞与引当金	6,835千円
未払事業税	6,202千円
その他	286千円
計	13,323千円
固定資産	
減価償却費	1,481千円
関係会社株式	10,940千円
その他	33千円
計	12,455千円
評価性引当額	10,940千円
計	1,515千円

Ⅵ．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

会社等の名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
LOCKON Vietnam Co., Ltd.	所有直接100%	子会社	ソフトウェア開発の委託	44,016	買掛金	4,916
			経費の立替払い	－	(流動資産)その他	8,728
			増資の引受(注)3	12,000	－	－

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針
価格その他の取引条件は市場実勢を勘案して決定しております。
3. 株主割当による増資を引き受けたものであります。

Ⅶ．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	165 円 69 銭
１株当たり当期純利益	34 円 93 銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	34 円 62 銭

(注) 当社は、平成27年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純資産、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年11月12日

株式会社　ロックオン
　取 締 役 会　御中

有限責任監査法人 ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士　山田　美樹	㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士　和田　稔郎	㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士　木戸脇美紀	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ロックオンの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ロックオン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年11月12日

株式会社　ロックオン
　取 締 役 会　御中

有限責任監査法人 ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	山田　美樹	㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	和田　稔郎	㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	木戸脇美紀	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ロックオンの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通りご報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月13日

株式会社　ロックオン監査役会

常勤監査役　藤本光庸 ㊞

監査役　塩尻明夫 ㊞

監査役　中町昭人 ㊞

（注）監査役は全員、会社法第2条第16号及び第333条第3号に規定する社外監査役です。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　　金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式1株につき金4円50銭　　総額28,163,700円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
　　平成27年12月24日

第2号議案　定款一部変更の件

1.提案の理由

取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上及び意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

定款の主な変更内容は次のとおりであります。

(1) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、規定の新設など所要の変更を行うものであります。

(2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議によることができるように規定を新設し、内容が重複する規定を削除するものであります。

(3) 改正会社法において、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことにより、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため規定の一部を変更するものです。なお、本規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2.変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１条～第５条　（条文省略）	第１条～第５条　（現行どおり）
（自己株式の取得） 第６条　当会社が会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって同条第１項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（削除）
第7条～第18条　（条文省略）	第6条～第17条　（現行どおり）
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、５名以内とする。	（取締役の員数） 第18条　当会社の取締役は、監査等委員である取締役以外の取締役５名以内、監査等委員である取締役４名以内とする。
（取締役の選任） 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2.　（条文省略） 3.　（条文省略）	（取締役の選任） 第19条　取締役は、監査等委員である取締役と監査等委員である取締役以外の取締役とを、株主総会において区別して選任する。 2.　（現行どおり） 3.　（現行どおり）
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新設）	（取締役の任期） 第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2.　前項にかかわらず監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。	3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 2. （条文省略） 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を設定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第21条 取締役会は、その決議によって、監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役を選定する。 2. （現行どおり） 3. 取締役会は、その決議によって、監査等委員である取締役以外の取締役の中から取締役社長１名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第23条 （条文省略）	第22条 （現行どおり）
（取締役の招集通知） 第24条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役の招集通知） 第23条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
第25条 （条文省略）	第24条 （現行どおり）

現行定款	変更案
（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第25条　当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第27条　（条文省略）	第26条　（現行どおり）
（取締役の報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役と監査等委員である取締役以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（新設）	（取締役への委任） 第28条　取締役会は、その決議によって会社法第399条の13第５項各号に掲げる事項を除く重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

現行定款	変更案
（取締役の責任免除） 第29条　（条文省略） 2. 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	（取締役の責任免除） 第29条　（現行どおり） 2. 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	（監査等委員会の設置） 第30条　当会社は監査等委員会を置く。 2. 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。 3. 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第31条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会規則） 第32条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

現行定款	変更案
第５章　監査役及び監査役会	(削除)
(監査役及び監査役会の設置) 第30条　当会社は監査役及び監査役会を置く。	(削除)
(監査役の員数) 第31条　当会社の監査役は、４名以内とする。	(削除)
(監査役の選任) 第32条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2.　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役の任期) 第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2.　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。	(削除)
(常勤の監査役) 第34条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会規則) 第35条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	(削除)
(監査役の報酬等) 第36条　監査役の報酬などは、株主総会の決議によって定める。	(削除)

現行定款	変更案
（監査役の責任免除） 第37条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、監査役の同法第423条第１項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2.　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	（削除）
第38条～第40条　（条文省略）	第33条～第35条　（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第41条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第36条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第42条　（条文省略）	第37条　（現行どおり）
（剰余金の配当） 第43条　剰余金の配当は、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。	（削除）
（中間配当） 第44条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。	（削除）

現行定款	変更案
（新設）	（剰余金の配当等を決定する機関） 第38条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によることができる。
（新設）	（剰余金の配当の基準日） 第39条　当会社の期末配当の基準日は、毎年９月30日とする。 2.　当会社の中間配当の基準日は、毎年３月31日とする。 3.　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（剰余金の配当金等の除斥期間） 第45条　剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。	（剰余金の配当金等の除斥期間） 第40条　配当金は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
（新設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 1.　当会社は、第15回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項に定める監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2.　第15回定時株主総会終結前の社外監査役の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第２項の定めるところによる。

第3号議案　監査等委員である取締役以外の取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役以外の取締役4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役以外の取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	岩田（いわた）　進（すすむ） (昭和52年7月16日)	平成13年６月　有限会社ロックオン(現株式会社ロックオン)設立 当社代表取締役社長就任(現任) 平成25年12月　当社執行役員就任(現任) 平成27年４月　当社管理本部長就任（現任）	2,577,400株
2	福田（ふくだ）　博一（ひろかず） (昭和51年11月16日)	平成11年４月　日立金属株式会社入社 平成14年９月　有限会社ロックオン(現株式会社ロックオン)入社 当社取締役副社長就任(現任) 平成25年12月　当社執行役員就任(現任) 平成27年４月　当社マーケティングプラットフォーム開発本部長就任（現任）	1,071,200株
3	又座（またざ）　加奈子（かなこ） (昭和53年3月22日)	平成10年４月　株式会社大阪デンタルアトリエ入社 平成13年12月　有限会社ロックオン(現株式会社ロックオン)入社 当社取締役就任 平成19年12月　当社専務取締役就任(現任) 平成25年12月　当社執行役員就任(現任) 平成26年10月　当社人事総務部長就任 平成27年４月　当社マーケティングプラットフォーム営業運営本部長就任（現任）	415,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	(※) 森本 親治 (もりもと しんじ) (昭和27年6月27日)	昭和50年11月 プライスウォーターハウス会計事務所（現PwCあらた監査法人）入所 昭和55年５月 公認会計士登録 昭和62年５月 株式会社アオキインターナショナル（現アオキホールディングス）入社 平成元年６月 同社常務取締役総合企画本部長就任 平成10年７月 PwCビジネスコンサルティング株式会社（現日本IBM株式会社GBS事業部）入社 ディレクター流通消費財事業部長就任 平成18年４月 新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 平成26年７月 同法人シニア・パートナー就任	4,000株

(注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2.※印は新任の取締役候補者であります。
3.森本親治氏は、社外取締役候補者であります。
4.森本親治氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門知識・経験等に加え、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。
5.森本親治氏が選任され就任した場合、第2号議案が原案どおり承認されることを条件として、当社は同氏との間で、当社定款の規定に基づき、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
6.森本親治氏が選任され就任した場合、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案　監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	藤本 光庸 (ふじもと みつのぶ) (昭和19年2月16日)	昭和41年４月　住友ゴム工業株式会社入社 平成19年８月　当社常勤監査役就任（現任）	12,000株
2	塩尻 明夫 (しおじり あきお) (昭和43年7月4日)	平成５年３月　監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 平成８年４月　公認会計士登録 平成９年６月　塩尻公認会計士事務所代表（現任） 平成18年１月　公認不正検査士登録 平成18年８月　当社監査役就任（現任）	26,400株
3	中町 昭人 (なかまち あきひと) (昭和43年5月7日)	平成５年４月　弁護士登録 森綜合法律事務所（現・森･濱田松本法律事務所）入所 平成10年１月　ニューヨーク州弁護士登録 平成10年５月　カリフォルニア州弁護士登録 平成11年10月　米国Wilson Sonsini Goodrich & Rosati入所 平成15年10月　米国Kirkland & Ellis LLP入所 平成17年１月　同事務所パートナー就任 平成21年７月　アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所・パートナー就任（現任） 平成25年12月　当社監査役就任（現任）	6,600株

（注）1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2.藤本光庸氏、塩尻明夫氏及び中町昭人氏は、社外取締役候補者であります。
3.藤本光庸氏を社外取締役候補者とした理由は、事業会社における長年にわたる豊富な経験と幅広い知識を当社の監査に反映したいただくことを期待したためであります。
塩尻明夫氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。
中町昭人氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。
なお、藤本光庸氏、塩尻明夫氏及び中町昭人氏は現に当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって藤本光庸氏が8年4ヶ月、塩尻明夫氏が9年4ヶ月、及び中町昭人氏が2年であります。
4.現在当社は、藤本光庸氏、塩尻明夫氏及び中町昭人氏と、当社定款の規定に基づき、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、第2号議案が原案どおり承認されることを条件として、当社は同氏との間で当社定款の規定に基づき、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5.当社は、藤本光庸氏を東京証券取引所が定める独立役員として、同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、塩尻明夫氏及び中町昭人氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案　監査等委員である取締役以外の取締役の報酬額の設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成25年12月20日開催の第13回定時株主総会において、年額200,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内）と定めることをお願いするものであります。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）でありますが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役以外の取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役以外の取締役は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案　監査等委員である取締役の報酬額の設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額30,000千円以内と定めることをお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　　場：大阪市北区梅田二丁目4番9号
ブリーゼタワー8F
ブリーゼプラザ会議室
TEL 06-4795-7500



交通　JR東西線 北新地駅から徒歩約5分
大阪市営地下鉄 西梅田駅から徒歩約5分
JR東海道本線・大阪環状線・福知山線 大阪駅から徒歩約7分